

富山県耐震改修促進計画（一部改定版）

平成 19 年 4 月策定
平成 28 年 10 月改定
令和 4 年 3 月一部改定

富 山 県

目 次

第1章 計画の目的と位置付け	1
1 計画の目的	
2 計画の位置付け	
3 計画期間	
4 計画策定の背景等	
5 想定される地震の規模・被害の状況	
第2章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	15
1 住宅の耐震化の現状と目標	
2 建築物の耐震化の現状と目標	
第3章 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策	23
1 耐震化の取組み基本方針	
2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援	
3 大地震に備えた事前対策の推進	
4 耐震改修促進法に基づく耐震化促進策の周知等	
第4章 住宅・建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等	33
1 相談体制の充実	
2 リーフレット等の作成・配布及び講習会等の開催	
3 地震防災マップを活用した啓発活動	
4 リフォームにあわせた耐震改修の推進	
5 防災査察・定期報告を活用した啓発活動	
6 町内会等との連携	
7 住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組み	
第5章 建築基準法による勧告等についての所管行政庁との連携	37
1 耐震改修促進法による指導等の実施	
2 建築基準法による勧告又は命令等の実施	
3 所管行政庁との連携	
第6章 その他耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項	39
1 市町村が定める耐震改修促進計画	
2 建築関係団体、各市町村等との連携	
資 料	40

第1章 計画の目的と位置付け

1 計画の目的

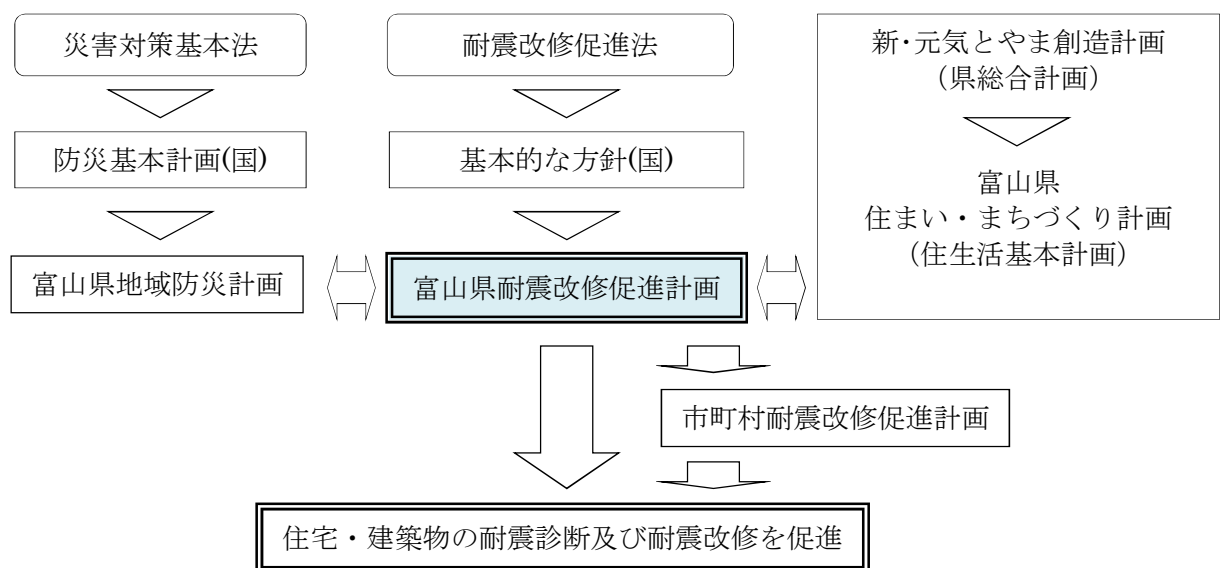
本計画は、建築基準法の新耐震基準が導入（昭和56年6月）される以前の建築物の耐震化を図ることにより、県民の生命や財産を保護するため、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進することを目的として、耐震化の目標と施策等を定めます。

地震による住宅・建築物の倒壊等の被害を最小限に抑え、それらの耐震性向上策として、県及び市町村等が連携しつつ耐震診断・改修等を総合的かつ計画的に促進するための基本的な枠組を定めることを目的とします。

本計画は、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された持続可能な開発目標（SDGs）における、「Goal 11. 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する」中、「災害による死者や被災者数を大幅に削減する」という目標を踏まえたものです。

2 計画の位置付け

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第5条第1項及び建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）に基づき策定します。また、本計画は富山県における住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画として位置づけられるもので、県総合計画である「新・元気とやま創造計画」、「富山県地域防災計画」及び「富山県住生活基本計画」と整合を図ります。



3 計画期間

本計画は、平成 28 年度から令和 7 年度の 10 年間とし、令和 7 年度の目標を設定します。社会情勢の変化や、計画の実施状況に適切に対応するため、定期的に検証を行い、必要に応じて施策の見直しなど計画の改定を行います。

4 計画改定の背景等

(1) 計画改定の経緯

平成 18 年 1 月 26 日に改正耐震改修促進法が施行されました。同法では、都道府県において耐震改修促進計画を策定することを義務付けており、富山県では、住宅及び建築物の平成 27 年時点の耐震化率の目標や耐震改修促進施策等を定めた「富山県耐震改修促進計画」を平成 19 年 4 月に策定しました。

また、平成 28 年 10 月には、東日本大震災の被害などにより平成 25 年に耐震改修促進法が改正されたこと、国における住宅・建築物の耐震化率目標が見直されたことなどから、県における耐震化率の現状等を踏まえ、計画を見直しました。

このたび、大阪府北部を震源とする地震等におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、ブロック塀等の倒壊による通行障害の防止のため、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成 7 年政令第 429 号。以下「耐震改修促進法施行令」という。）が平成 31 年 1 月 1 日に改正されたこと、耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務付けられている建築物（以下「耐震診断義務付け対象建築物」（※）という。）の耐震化を促進するため、基本方針が平成 30 年 12 月 21 日に改正され、耐震診断義務付け対象建築物についての目標が掲げられたこと、平成 30 年住宅・土地統計調査結果等を基に県における耐震化率の状況が更新されたこと等を踏まえ、計画を見直すものです。

※耐震改修促進法第 7 条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第 3 条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物

(2) 耐震改修促進法施行令等の改正

耐震改修促進法施行令及び基本方針が改正され、平成 31 年 1 月 1 日に施行されました。改正の主な内容は以下のとおりです。

- ・耐震改修促進法施行令第 4 条の通行障害建築物に、建物に付属する組積造の塀が追加された。【耐震改修促進法施行令】
- ・耐震診断義務付け対象建築物について、令和 7 年度を目途とする耐震化率の目標を設定

すべきとされた。【基本方針】

5 想定される地震の規模・被害の状況

(1) 県内の活断層と地震

今後、本県で起こり得る大規模な地震を予測し、被害を想定することは、地震災害対策を推進するうえで前提となるものです。

また、地震による被害を想定することは、予防、応急、復旧対策の前提条件が明らかとなり、防災関係機関が地震災害対策を推進するうえにおいて役立つばかりでなく、防災関係機関や県民の地震に対する意識高揚にも大きな効果が期待できます。

なお、地震による被害は、地形、地質、地盤等の自然条件や都市化、工業化の進展等の社会的条件によって大きく変化することに留意し、県内の活断層や過去の地震被害等を把握するとともに、地震被害の想定に基づく地震災害対策を推進する必要があります。

(2) 活断層について

断層とは、ある面を境に両側のずれ（くい違い）のみられる地質現象をいい、その中で、地質時代でいう第四紀（約 180 万年前から現在の間）において繰り返し活動し、将来も活動する可能性のあるものを特に活断層といいます。

活断層は、1891 年の濃尾地震（根尾谷断層）、1995 年の兵庫県南部地震（野島断層）の震源としても知られるように、地震の発生源となりうる断層であり、将来の活動の可能性の推定に役立てるため活動履歴調査等が実施されています。

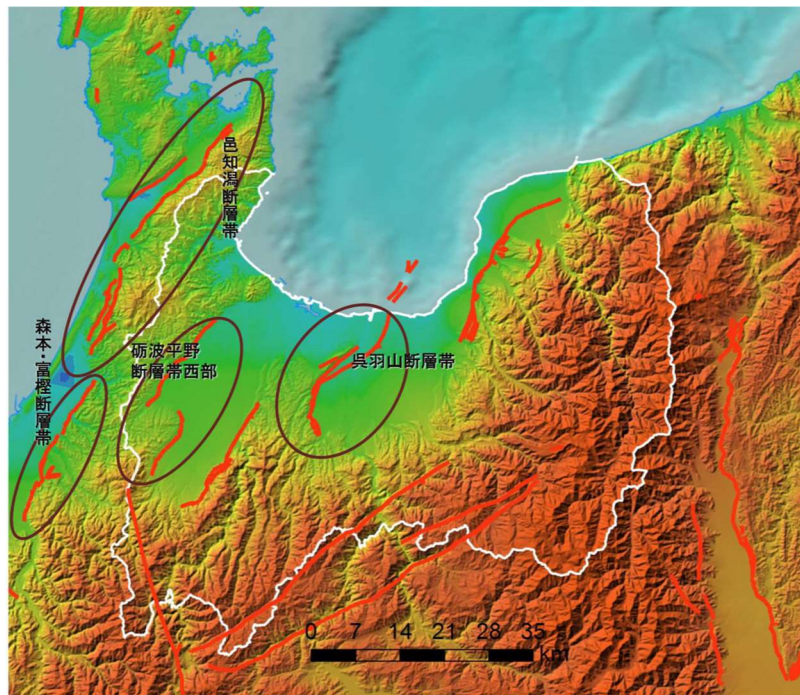
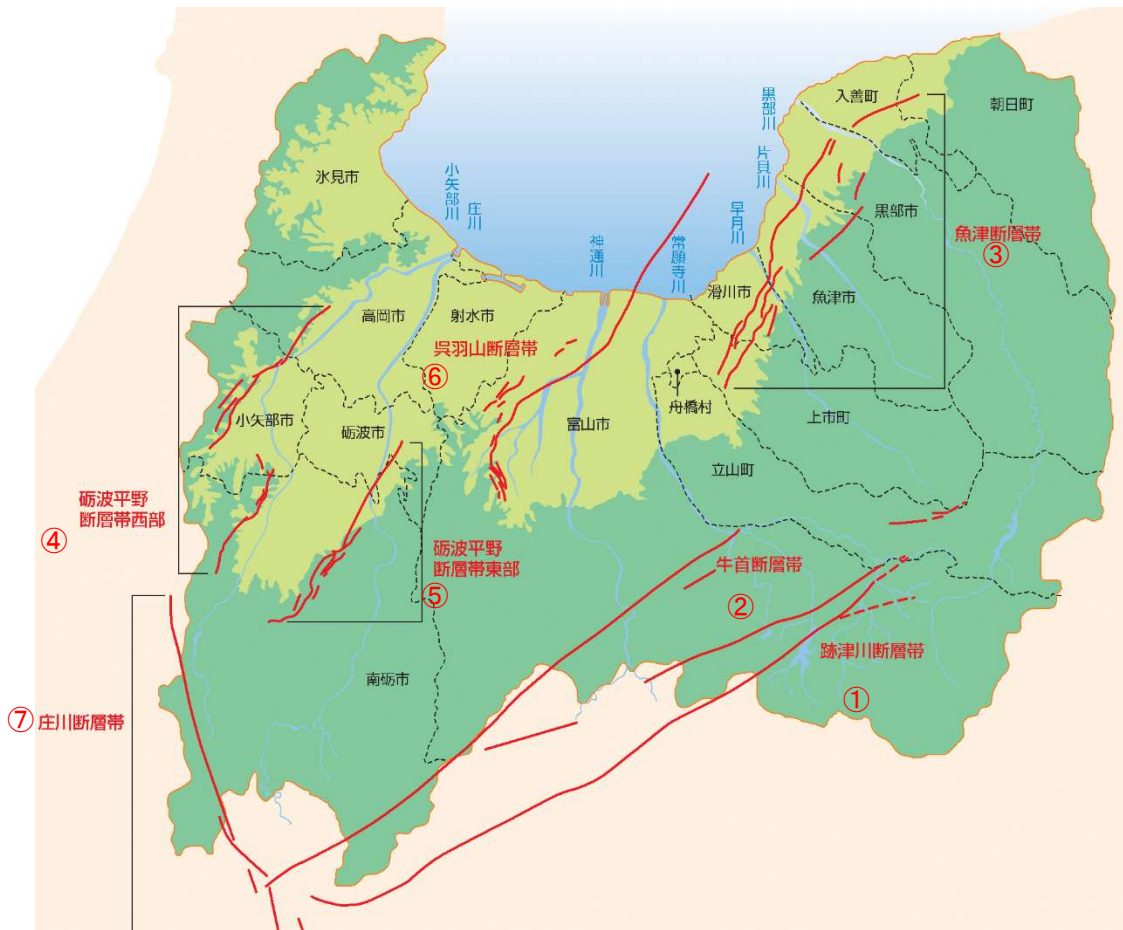
全国の主要な活断層については、文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会（以下「地震調査研究推進本部」）において、活動間隔や次の地震の発生可能性等（場所、規模、発生確率）を評価し、随時公表しています。

現在公表されている県内の活断層（①～⑦）、及び、本県に影響を及ぼすことが想定されている活断層（⑧⑨）については、次のとおりです。

- ①跡津川断層帯
- ②牛首断層帯
- ③魚津断層帯
- ④砺波平野断層帯西部
- ⑤砺波平野断層帯東部
- ⑥呉羽山断層帯
- ⑦庄川断層帯

⑧森本・富樫断層帯

⑨邑知型断層帯



富山県の断層帯略図

(3) 過去の地震

本県に係る歴史地震は、表1（「富山県内に被害をもたらした主な歴史地震」）のとおりであり、中でも特に、1586年の天正の大地震と1858年の安政の大地震は本県に大きな被害をもたらしたことが過去の古文書等により確認されています。

また、1933年以降、富山県内の震度観測点において記録した県内の震度1以上の地震は計530回（2021年12月31日現在）であり、そのうち、震度4以上を記録した地震は10回しかなく、富山県は全国的にも有感地震の少ない県といえます。表2（「震度4以上を記録した地震一覧」参照）

なお、津波被害に関しては、近年記録がなく、被害の実態はつかめませんが、氷見海岸において、津波で乗り上げたものと考えられる巨岩が標高数m上で発見されるなど、有史以来、全くなかったという確証はありません。

表1：富山県内に被害をもたらした主な歴史地震

発生年	地震名又は被害の大きかった地域	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度
863(貞観5)		7以上	民家破壊し、圧死者多数	
1586(天正13)	(飛騨白川谷)	7.8±1	木船城崩壊、白川谷被害多し	(5~6)
1662(寛文2)	(琵琶湖付近)	7.25~7.6	神社仏閣人家被害、死傷者多し	(5)
1668(寛文8)			伏木・放生津・小杉で潰家あり	
1707(宝永4)	宝永地震	8.4	家屋倒壊、天水桶ことごとく転倒す	(5~6)
1858(安政5)	飛越地震	7.0~7.1	大鳶・小鳶崩壊、洪水、流出家屋多し	(5~6)
〃	(大町付近)	5.7		—

※上記の歴史地震は、「新編日本被害地震総覧【増補改訂版】」（宇佐美龍夫、1996年）において1900年以前で本県に関する記事のあるものを記載した。空欄は記載なし。

表2：震度4以上を記録した地震一覧

発生年	震央地名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度
1933(昭和8)	石川県能登地方	6.0	傷者2、氷見で土砂崩れ、亀裂	富山4、伏木4
1944(昭和19)	三重県南東沖	7.9	不明	富山4
1948(昭和23)	福井県嶺北	7.1	西部で被害	富山4
1952(昭和27)	石川県西方沖	6.5	硝子破損	富山、八尾、女良4
1993(平成5)	石川県能登地方	6.6	非住家、水路、ため池に被害	富山、伏木4

2000(平成 12)	石川県西方沖	6.2	被害なし	小矢部 4
2007(平成 19)	能登半島沖	6.9	重傷 1、軽傷 12 非住家一部損壊 5	富山、氷見、滑川、 小矢部、射水、 舟橋 5 弱 高岡、魚津、黒部、 砺波、南砺、上市、 立山、入善、朝日 4
2007(平成 19)	新潟県上中越沖	6.8	軽傷 1	氷見、舟橋 4
2013(平成 25)	石川県加賀地方	4.2	被害無し	小矢部 4
2020(令和 2)	石川県能登地方	5.5	軽傷 2	氷見、富山、舟橋 4

※「理科年表」(国立天文台、平成 13 年)及び「富山県気象災異史」(富山地方气象台、富山県、昭和 45 年)及び「気象庁震度データベース検索」等による。

(4) 被害想定

地震には、海溝型地震と内陸型地震がありますが、過去の記録から、本県に影響を及ぼすおそれのある地震は、跡津川断層を始めとする大規模な活断層による内陸の直下型地震が考えられます。

地震の被害想定は、富山県内でこのような直下型地震が起きた場合において、本県における諸般の自然条件及び社会条件を反映させたいうで、被害がどの程度予想されるかをマクロ的に把握し、今後の地震対策を推進するための基礎資料とするものです。

被害の想定は下表のとおりですが、これは一定の条件(震度、季節、時間など)を設定し、過去の地震被害の経験値をもとに推計していることから、震度や気象条件が異なれば当然異なった予測値となるので、その前提のもとに取り扱う必要があります。

表 3：跡津川断層地震、法林寺断層地震

項 目			現 況	跡津川断層地震	法林寺断層地震	
物的 被 害	建 物	木造建物	住宅	259,350 棟	40,641 棟(9.57%)	28,554 棟(7.26%)
			総数	659,535 棟	103,451 棟(9.58%)	72,706 棟(7.27%)
		鉄骨造	住宅	49,739 棟	3,741 棟(7.02%)	3,476 棟(6.64%)
			総数	117,703 棟	8,923 棟(7.05%)	8,269 棟(6.66%)
	鉄筋コンク リート造	住宅	8,611 棟	402 棟(4.17%)	339 棟(3.59%)	
		総数	20,492 棟	1,019 棟(4.37%)	813 棟(3.58%)	
	火 災	延焼		259,350 棟	1,491 棟(0.57%)	2,012 棟(0.78%)
				659,535 棟	3,794 棟(0.58%)	5,118 棟(0.78%)
人的 被 害	死者		1,120,161 人	865 人(0.08%)	1,246 人(0.11%)	
	負傷者			15,872 人(1.42%)	19,800 人(1.77%)	
	罹災者			58,224 人(5.2%)	61,884 人(5.52%)	

※出典：「富山県地域防災計画」(令和 3 年 12 月修正版)

※ () 内は被害率を示す。被害率 = (全壊棟数 + 1/2 半壊棟数) / 総建物数

表 4： 呉羽山断層帯地震

項 目		被 害 予 測 数				
物 的 被 害	建 物 被 害	建 物 分 類	住 宅	非住宅	合 計	
		現 況 (棟)	513,139	270,602	783,741	
		地盤の揺れ	全 壊 (棟)	65,576	19,816	85,392
			半 壊 (棟)	174,045	89,437	263,482
			被害率 (%)	29.7	23.8	27.7
		地盤の液状化	全 壊 (棟)	4,795	92	4,887
			半 壊 (棟)	9,120	721	9,841
			被害率 (%)	1.8	0.17	1.3
		急傾斜地崩壊	全 壊 (棟)	145	0	145
			半 壊 (棟)	429	0	429
			被害率 (%)	0.07	0.0	0.05
		合 計	全 壊 (棟)	70,516	19,908	90,424
			半 壊 (棟)	183,594	90,158	273,752
			被害率 (%)	31.57	23.97	29.05
		火災・延焼	出 火 (棟)	54	47	101
延 焼 (棟)	2,729		881	3,610		
合 計 (棟)	2,783		928	3,711		
人 的 被 害	死 傷 者	現況人口 (人)	1,089,434			
		被害項目	死者数	負傷者数	合 計	
		建物の倒壊 (人)	4,036	19,956	23,992	
		急傾斜地崩壊 (人)	8	10	18	
		火災・延焼 (人)	213	512	725	
		各種の墜倒壊 (人)	17	424	441	
		自動販売機の転倒 (人)	0	3	3	
		建物屋外付帯物の落下 (人)	0	53	53	
		合 計 (人)	4,274	20,958	25,232	

※出典：「富山県地域防災計画」(令和3年12月修正版)

表5： 砺波平野断層帯西部

項 目		被 害 予 測 数			
建 物 的 被 害	建 物 分 類	住 宅	非住宅	合 計	
	現 況 (棟)	497,454	301,324	798,778	
	地盤の揺れ	全 壊 (棟)	8,150	4,584	12,734
		半 壊 (棟)	26,232	14,343	40,575
		被害率 (%)	6.9	6.3	6.7
	地盤の液状化	全 壊 (棟)	1,043	528	1,571
		半 壊 (棟)	1,516	736	2,252
		被害率 (%)	0.5	0.4	0.5
	急傾斜地崩壊	全 壊 (棟)	4	3	7
		半 壊 (棟)	8	7	15
		被害率 (%)	0.002	0.003	0.003
	合 計	全 壊 (棟)	9,197	5,115	14,312
		半 壊 (棟)	27,756	15,086	42,842
		被害率 (%)	7.4	6.7	7.2
	火災・延焼	焼 失 (棟)	57	45	102
建物屋外付帯物の落下 (棟)		1,673	1,294	2,967	
ブロック塀等倒壊	現 況 (件)	104,674			
	倒 壊 (件)	359			
自動販売機の転倒	現 況 (件)	42,610			
	転 倒 (件)	0			
人 的 被 害	現況人口 (人)	1,074,705			
	被害項目	死者数	負傷者数	合 計	
	建物の倒壊 (人)	431	5,794	6,225	
	急傾斜地崩壊 (人)	0	0	0	
	火災・延焼 (人)	0	1	1	
	各種の塀倒壊 (人)	0	0	0	
	自動販売機の転倒 (人)	0	0	0	
	建物屋外付帯物の落下 (人)	0	0	0	
	合 計 (人)	431	5,795	6,226	

※出典：「富山県地域防災計画」（令和3年12月修正版）

表6： 森本・富樫断層帯

項 目		被 害 予 測 数			
物 質 的 被 害	建 物 分 類	住 宅	非住宅	合 計	
		現 況 (棟)	497,454	301,324	798,778
	地盤の揺れ	全 壊 (棟)	1,717	1,461	3,178
		半 壊 (棟)	12,153	8,491	20,644
		被害率 (%)	2.8	3.3	3.0
	地盤の液状化	全 壊 (棟)	214	152	366
		半 壊 (棟)	304	205	509
		被害率 (%)	0.1	0.1	0.1
	急傾斜地崩壊	全 壊 (棟)	0	1	1
		半 壊 (棟)	1	2	3
		被害率 (%)	0.0002	0.001	0.001
	合 計	全 壊 (棟)	1,931	1,614	3,545
		半 壊 (棟)	12,458	8,698	21,156
		被害率 (%)	2.9	3.4	3.1
	火災・延焼	焼 失 (棟)	0	0	0
建物屋外付帯物の落下 (棟)		122	142	264	
ブロック塀等倒壊	現 況 (件)	104,674			
	倒 壊 (件)	0			
自動販売機の転倒	現 況 (件)	42,610			
	転 倒 (件)	0			
人 質 的 被 害 者	現況人口 (人)		1,074,705		
	被害項目		死者数	負傷者数	合 計
	建物の倒壊 (人)		65	2,104	2,169
	急傾斜地崩壊 (人)		0	0	0
	火災・延焼 (人)		0	0	0
	各種の塀倒壊 (人)		0	0	0
	自動販売機の転倒 (人)		0	0	0
	建物屋外付帯物の落下 (人)		0	0	0
	合 計 (人)		65	2,104	2,169

※出典：「富山県地域防災計画」(令和3年12月修正版)

表7： 邑知瀉断層帯（ケース1）

項 目		被 害 予 測 数			
物 質 的 被 害	建 物 分 類	住 宅	非住宅	合 計	
		現 況 (棟)	497,454	301,324	798,778
	地盤の揺れ	全 壊 (棟)	49,244	21,690	70,934
		半 壊 (棟)	50,240	22,582	72,822
		被害率 (%)	20.0	14.7	18.0
	地盤の液状化	全 壊 (棟)	2,042	945	2,987
		半 壊 (棟)	4,123	1,670	5,793
		被害率 (%)	1.2	0.9	1.1
	急傾斜地崩壊	全 壊 (棟)	34	16	50
		半 壊 (棟)	77	40	117
		被害率 (%)	0.02	0.02	0.02
	合 計	全 壊 (棟)	51,320	22,651	73,971
		半 壊 (棟)	54,440	24,292	78,732
		被害率 (%)	21.3	15.6	19.1
	火災・延焼	焼 失 (棟)	501	281	782
建物屋外付帯物の落下 (棟)		23,175	13,706	36,881	
ブロック塀等倒壊	現 況 (件)	104,674			
	倒 壊 (件)	5,619			
自動販売機の転倒	現 況 (件)	42,610			
	転 倒 (件)	0			
人 質 的 被 害 者	現況人口 (人)		1,074,705		
	被害項目		死者数	負傷者数	合 計
	建物の倒壊 (人)		2,993	17,947	20,940
	急傾斜地崩壊 (人)		4	5	9
	火災・延焼 (人)		19	22	41
	各種の塀倒壊 (人)		0	0	0
	自動販売機の転倒 (人)		0	0	0
	建物屋外付帯物の落下 (人)		0	0	0
	合 計 (人)		3,016	17,974	20,990

※出典：「富山県地域防災計画」（令和3年12月修正版）

表 8 : 邑知瀉断層帯 (ケース 2)

項 目		被 害 予 測 数			
物 質 的 被 害	建 物 分 類	住 宅	非住宅	合 計	
		現 況 (棟)	497,454	301,324	798,778
	地盤の揺れ	全 壊 (棟)	50,559	22,527	73,086
		半 壊 (棟)	51,335	23,366	74,701
		被害率 (%)	20.5	15.2	18.5
	地盤の液状化	全 壊 (棟)	2,169	1,066	3,235
		半 壊 (棟)	4,326	1,828	6,154
		被害率 (%)	1.3	1.0	1.2
	急傾斜地崩壊	全 壊 (棟)	36	18	54
		半 壊 (棟)	84	43	127
		被害率 (%)	0.02	0.02	0.02
	合 計	全 壊 (棟)	52,764	23,611	76,375
		半 壊 (棟)	55,745	25,237	80,982
		被害率 (%)	21.8	16.2	19.7
	火災・延焼	焼 失 (棟)	532	302	834
	建物屋外付帯物の落下 (棟)		23,403	13,960	37,363
ブロック塀等倒壊	現 況 (件)	104,674			
	倒 壊 (件)	5,438			
自動販売機の転倒	現 況 (件)	42,610			
	転 倒 (件)	0			
人 質 的 被 害 者	現況人口 (人)		1,074,705		
	被害項目		死者数	負傷者数	合 計
	建物の倒壊 (人)		3,065	18,389	21,454
	急傾斜地崩壊 (人)		4	5	9
	火災・延焼 (人)		18	22	40
	各種の塀倒壊 (人)		0	0	0
	自動販売機の転倒 (人)		0	0	0
	建物屋外付帯物の落下 (人)		0	0	0
	合 計 (人)		3,087	18,416	21,503

※出典：「富山県地域防災計画」(令和3年12月修正版)

表 9 : 邑知瀉断層帯 (ケース 3)

項 目		被 害 予 測 数			
物 質 的 被 害	建 物 分 類	住 宅	非住宅	合 計	
	現 況 (棟)	497,454	301,324	798,778	
	地盤の揺れ	全 壊 (棟)	52,056	23,875	75,931
		半 壊 (棟)	51,645	24,032	75,677
		被害率 (%)	20.8	15.9	19.0
	地盤の液状化	全 壊 (棟)	2,278	1,132	3,410
		半 壊 (棟)	4,523	1,932	6,455
		被害率 (%)	1.4	1.0	1.2
	急傾斜地崩壊	全 壊 (棟)	32	16	48
		半 壊 (棟)	74	38	112
		被害率 (%)	0.02	0.02	0.02
	合 計	全 壊 (棟)	54,366	25,023	79,389
		半 壊 (棟)	56,242	26,002	82,244
		被害率 (%)	22.2	16.9	20.2
	火災・延焼	焼 失 (棟)	536	310	846
	建物屋外付帯物の落下 (棟)		23,501	14,477	37,978
ブロック塀等倒壊	現 況 (件)	104,674			
	倒 壊 (件)	5,712			
自動販売機の転倒	現 況 (件)	42,610			
	転 倒 (件)	0			
人 質 的 被 害 者	現況人口 (人)	1,074,705			
	被害項目	死者数	負傷者数	合 計	
	建物の倒壊 (人)	3,156	18,640	21,796	
	急傾斜地崩壊 (人)	4	5	9	
	火災・延焼 (人)	18	23	41	
	各種の塀倒壊 (人)	0	0	0	
	自動販売機の転倒 (人)	0	0	0	
	建物屋外付帯物の落下 (人)	0	0	0	
	合 計 (人)	3,178	18,668	21,846	

※出典：「富山県地域防災計画」(令和3年12月修正版)

表10： 邑知潟断層帯（ケース4）

項 目		被 害 予 測 数			
建 物 的 被 害	建 物 分 類	住 宅	非住宅	合 計	
	現 況 (棟)	497,454	301,324	798,778	
	地盤の揺れ	全 壊 (棟)	58,359	27,164	85,523
		半 壊 (棟)	49,917	24,198	74,115
		被害率 (%)	21.8	17.0	20.0
	地盤の液状化	全 壊 (棟)	2,323	1,167	3,490
		半 壊 (棟)	4,429	1,922	6,351
		被害率 (%)	1.4	1.0	1.2
	急傾斜地崩壊	全 壊 (棟)	35	18	53
		半 壊 (棟)	80	44	124
		被害率 (%)	0.02	0.02	0.02
	合 計	全 壊 (棟)	60,717	28,349	89,066
		半 壊 (棟)	54,426	26,164	80,590
		被害率 (%)	23.1	18.1	21.2
	火災・延焼	焼 失 (棟)	633	375	1,008
	建物屋外付帯物の落下 (棟)		28,675	17,612	46,287
ブロック塀等倒壊	現 況 (件)	104,674			
	倒 壊 (件)	6,534			
自動販売機の転倒	現 況 (件)	42,610			
	転 倒 (件)	0			
人 的 被 害	現況人口 (人)	1,074,705			
	被害項目	死者数	負傷者数	合 計	
	建物の倒壊 (人)	3,531	19,559	23,090	
	急傾斜地崩壊 (人)	4	5	9	
	火災・延焼 (人)	22	26	48	
	各種の塀倒壊 (人)	0	0	0	
	自動販売機の転倒 (人)	0	0	0	
	建物屋外付帯物の落下 (人)	0	0	0	
	合 計 (人)	3,557	19,590	23,147	

※出典：「富山県地域防災計画」（令和3年12月修正版）

富山県の地域防災計画における地震被害の想定については、本表3、4にある3つの地震について推定したところ、人的被害については、富山市中心部に近い呉羽山断層地震で最も大きな被害が出ると推測されます。なお、この被害は平成20年の耐震化率を基に推計されており、耐震化率を向上させることで、人的被害（死者）の軽減が見込めます。

<人的被害の軽減効果の予測>

	H20	住宅の耐震化率を向上した場合		
耐震化率	68%	80%	85%	90%
予測死者数	4,274人	2,335人 (▲1,939人)	2,107人 (▲2,167人)	1,879人 (▲2,395人)

※出典：呉羽山断層帯被害想定調査（平成23年6月）

また、本県に影響を及ぼす可能性のある主要活断層のうち、発生確率が比較的高く、発生した場合に社会的影響が大きいなどとして地震調査研究推進本部が追加調査を行った「砺波平野断層帯西部」「森本・富樫断層帯」「邑知潟断層帯」について、県内の最新の建物の状況や、国の地震研究に関する最新の知見などを踏まえ、地震被害想定を実施するとともに、地震防災対策を推進した場合の人的被害の軽減効果を予測しました。

なお、この被害は平成25年の耐震化率を基に推計されており、耐震化率を向上させることで、人的被害（死者）は大幅に減少すると見込めます。

<人的被害の軽減効果の予測>

		現状（H25）	住宅の耐震化率を向上した場合	
耐震化率		72%	85%	90%
予測死者数	砺波平野断層帯西部	431人	234人 (▲197人)	158人 (▲273人)
	森本・富樫断層帯	65人	34人 (▲31人)	23人 (▲42人)
	邑知潟断層帯 (ケース4)	3,557人	2,215人 (▲1,342人)	1,701人 (▲1,856人)

※出典：呉羽山断層帯被害想定調査（平成29年12月）

第2章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 住宅の耐震化の現状と目標

(1) 耐震化の現状

県内の住宅総数は、約 390,900 戸です。このうち、一定の耐震性が確保された^{※1}と思われる住宅戸数は約 314,500 戸と推計され、耐震化率は約 80%です。

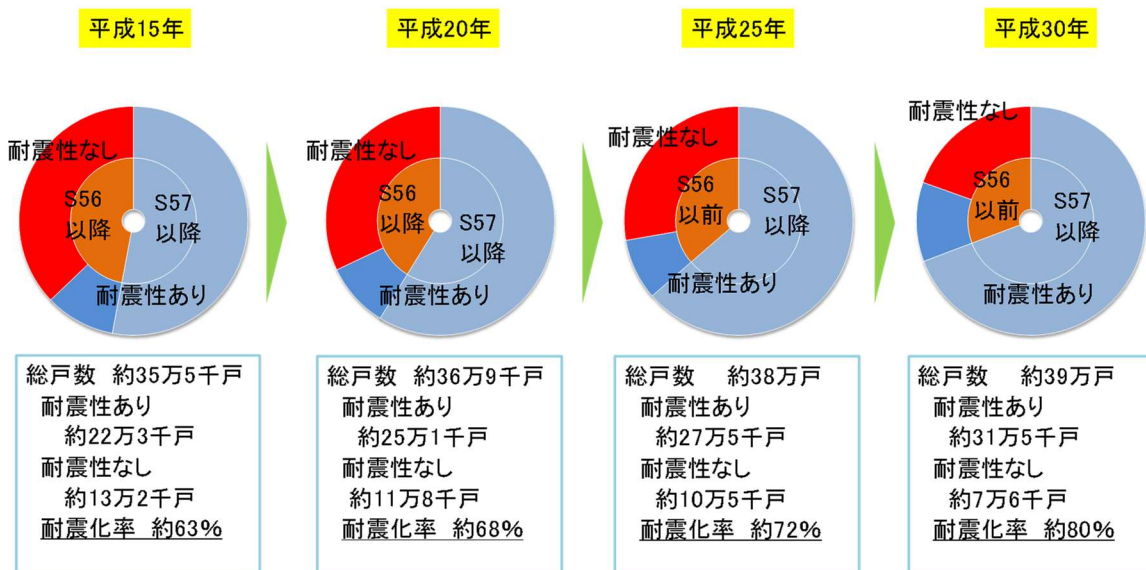
		H20 調査 ^{※2}	H25 調査 ^{※2}	H30 調査 ^{※3}
住宅総数 (S55 以前建築のもの)		368,800 戸 (151,900 戸)	379,800 戸 (138,100 戸)	390,900 戸 (120,200 戸)
	耐震性が不十分 (率)	118,100 戸 32%	105,300 戸 28%	76,400 戸 20%
内 訳 木造戸建住宅 (S55 以前建築のもの)		280,100 戸 (135,000 戸)	292,500 戸 (123,700 戸)	288,900 戸 (108,200 戸)
	耐震性が不十分 (率)	114,100 戸 41%	101,800 戸 35%	72,100 戸 25%
共同住宅その他の住宅 (S55 以前建築のもの)		88,700 戸 (16,900 戸)	87,300 戸 (14,400 戸)	102,000 戸 (12,000 戸)
	耐震性が不十分 (率)	4,000 戸 5%	3,500 戸 4%	4,300 戸 4%

※1 本計画において、建築基準法の構造規定が大幅に改正された 1981 年(昭和 56 年)の基準(新耐震基準)と同程度以上の耐震性を有するものを「一定の耐震性が確保された」または「耐震性あり」、有しないものを「耐震性が不十分」または「耐震性なし」と記載する。

※2 国土交通省の推計に基づき、昭和 56 年以前建築の木造戸建住宅の約 88%、共同住宅等の約 24%が、耐震性が不十分であると推計(耐震改修を実施したものは耐震性が不十分なものから除外)

※3 昭和 56 年以前建築の一定の耐震性が確保されていると思われる住宅の割合は国土交通省の推計方法に準じて算出。なお、H30 調査では推計方法が見直され、平成 20~30 年の住宅・土地統計調査から得られる、平成 16~30 年に耐震診断を実施し、結果「耐震性が確保されていた」住宅の割合とされた。

富山県の住宅の耐震化の進捗状況



(2) 目標設定における背景と課題

国の定める基本方針では、住宅については現状の約 82%（平成 25 年）を令和 2 年までに少なくとも 95%にするとともに、令和 7 年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標としています。

また、住生活基本計画（全国計画）（令和 3 年 3 月 19 日閣議決定）では、住宅については現状の約 87%（平成 30 年）を令和 12 年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標としています。

耐震化率の目標については、県の耐震化率の現状（国の約 87%に対し約 80%）を踏まえれば、全ての住宅の耐震化は難しい状況です。

耐震化率向上の要素として、①耐震改修工事の実施、②S55 以前の耐震性が不十分な住宅の建替え又は除却等、③新設住宅の増加、の 3 点が考えられます。平成 16 年度から平成 30 年度までの 15 年間で、約 93,500 戸（※1）の住宅が新築されていますが、平成 30 年度までに行われた耐震改修工事は約 7,100 戸（※2）となっており、一定の耐震性が確保された住宅の多くは新築によるものが占めています。

富山県は、1 住宅あたりの延べ面積が全国 1 位（※2）であるなど、大きな住宅が多く、耐震改修工事に費用がかかることや、全国と比較して有感地震が少ないため、地震に対する意識が高くないこと、世帯分離の進行により耐震性が不十分な住宅の建替えが進んでいないことなどが要因となり、全国と比較して耐震化率が低い状況となっています。

これらの状況を踏まえ、耐震改修の実施のほか、一定の耐震性が確保された住宅への建替えも含め、意識啓発や周知活動、支援制度の活用などの施策を推進することを前提とし、目標を設定する必要があります。

（※1）新設住宅着工統計による

（※2）住宅・土地統計調査による

(3) 耐震化の目標

住宅総数は、これまでの動向では、緩やかに増加していましたが、国立社会保障・人口問題研究所の世帯数の将来推計を踏まえれば、平成 25 年度に 379,800 戸であったものが、令和 7 年度には 383,100 戸になると見込まれます。

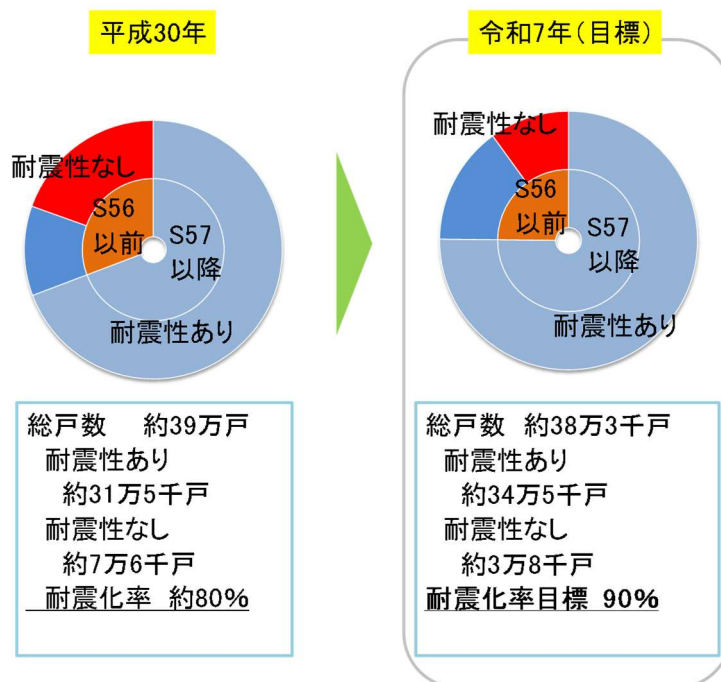
今後、耐震化の施策を推進していきますが、これまでの耐震化率の推移や、世帯分離の進行により耐震性が不十分な住宅の建替えが進んでいない状況が今後も続くことなどを踏まえ、県新総合計画の目標等を考慮し、令和 7 年度末に耐震化率を 90%にすることを目標とします。

○耐震化の現状と目標

(単位：戸数)

	平成 25 年度	平成 30 年度	令和 7 年度
耐震性が不十分な住宅数	105,300	76,400	38,300
住 宅 総 数	379,800	390,900	383,100
耐 震 化 率	約 72%	約 80%	90%

富山県の住宅の耐震化の目標



2 建築物の耐震化の現状と目標

(1) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状と目標

(ア) 耐震化の現状

県内の多数の者が利用する建築物（※）の総数は、4,319 棟です。このうち、一定の耐震性が確保されたと思われる棟数は3,882 棟で、耐震化率は約 90%です。

（※）耐震改修促進法第 14 条第 1 号に掲げる建築物

種別	全数	昭和 57 年 以降建築の 数	昭和 56 年以前建築の数		耐震化率 E=(B+C)/A
			耐震性あり	耐震性 不十分	
	A	B	C	D	
1. 被災時に拠点となる施設及び救護施設 庁舎、警察署、消防署、その他公益上必要な施設、病院、診療所、等	306	211	53	42	約 86%
2. 住民の避難所等として使用される施設及び要援護者施設 幼稚園、小中学校、高等学校、盲聾養護学校、体育施設、社会福祉施設、等	1,172	737	347	88	約 92%
3. 比較的滞在時間の長い施設 ホテル、旅館、賃貸住宅、寄宿舎、下宿、等	1,437	986	351	100	約 93%
4. 多くの県民が集まる集客施設 劇場、展示場、図書館、集会場、店舗、等	259	189	31	39	約 85%
5. その他の多数の者が利用する建築物 事務所、工場、自動車車庫、等	1,145	807	170	168	約 85%
合計	4,319	2,930	952	437	約 90%

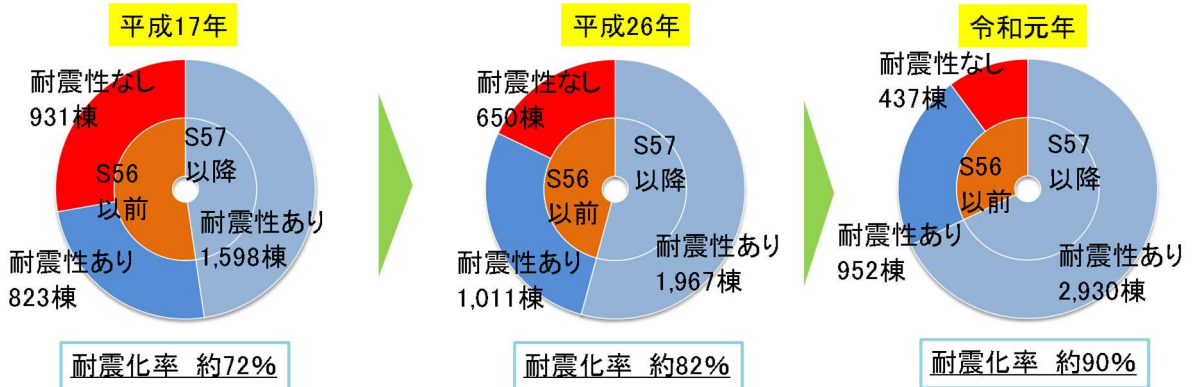
(令和 2 年 3 月 31 日現在)

※耐震診断未実施の棟については、国土交通省の推計による施設用途ごとの耐震化率を採用し、推計。

庁舎、警察署、消防署、幼稚園、体育施設、劇場・展示場等、その他の多数の者が利用する建築物:49.6%

病院:42.1% 学校施設:29.6% 社会福祉施設:44.6% ホテル、旅館:35.8% 賃貸住宅、寄宿舎等:76.0% 店舗等:47.8%

多数の者が利用する建築物の耐震化の進捗状況



(イ) 目標設定における背景と課題

富山県では、平成17年度から令和元年度の間、耐震化率は約72%から約90%へ向上しました。公共施設は約65%から約93%、民間施設は約76%から約88%となっています。

これらの状況を踏まえ、意識啓発や周知活動などの施策を推進することを前提とし、目標を設定する必要があります。

(ウ) 耐震化の目標

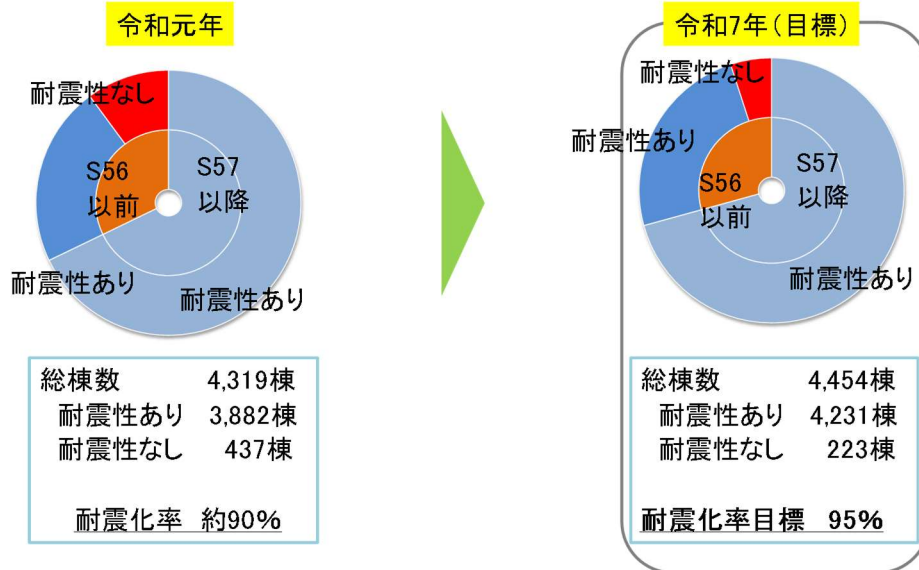
被災時に重要な役割を担う施設や避難場所、弱者の滞在する施設については、計画的に耐震化を図ります。また、比較的滞在時間の長い施設や民間施設の割合が多い、多くの県民が集まる集客施設及びその他の多数の者が利用する建築物に対して耐震化の普及啓発を図り、多数の者が利用する建築物全体として、耐震化率を95%にすることを目標とします。

○耐震化の現状と目標

(単位: 棟数)

	令和元年度	令和7年度
耐震性が不十分な棟数	437	223
全施設棟数	4,319	4,454
耐震化率	約90%	95%

多数の者が利用する建築物の耐震化の目標



○種別ごとの耐震化の目標

令和7年度末の耐震化の目標については、以下のとおりとします。

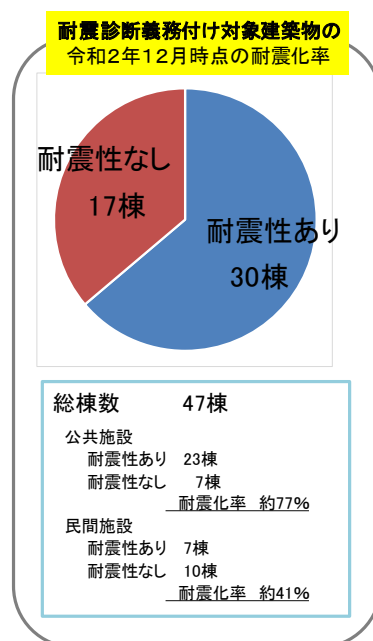
種別	全数	昭和57年以降建築の数	昭和56年以前建築の数		耐震化率
			耐震性あり	耐震性不十分	
	A	B	C	D	E=(B+C)/A
1. 被災時に拠点となる施設及び救護施設	306	216	75	15	95%
2. 住民の避難所等として使用される施設及び要援護者施設	1,137	737	343	57	
3. 比較的滞在時間の長い施設	1,437	1,010	355	72	
4. 多くの県民が集まる集客施設	290	223	52	15	
5. その他の多数の者が利用する建築物	1,284	964	256	64	
合計	4,454	3,150	1,081	223	95%

- 1. 被災時に拠点となる施設及び救護施設については、全数が大きく増減することはないと考えられます。耐震化については、公益施設が多いため計画的に進めて行くものとし、目標設定します。昭和56年以前の建築物の滅失については5.4%（過去のトレンド：国土交通省耐震化目標資料より）とします。
- 2. 住民の避難所等として使用される施設及び要援護者施設については、学校等の統廃合を考慮し、全数を3.0%減とし算定します。なお、減する3.0%については昭和56年以前の建築物として算定し、滅失するものとします。耐震化については、公立施設の割合が多いことから計画的に進めるものとし、目標設定します。
- 3. 比較的滞在時間の長い施設の全数については、現状のままとし、昭和56年以前の建築物の滅失については、5.4%とし算定します。
- 4. 多くの県民が集まる集客施設及び5. その他の多数の者が利用する建築物については、国土交通省の算定根拠に準じ、全数の増加を12.1%とし、昭和56年以前の建築物の滅失については5.4%として、目標設定します。

(2) 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の現状と目標

国が定める基本方針では、令和7年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、概ね解消することを目標としています。

富山県内の耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の現状は約64%であり、そのうち公共施設が約77%、民間施設が約41%となっています。これは、民間施設の所有者の耐震化への意識が高くないことや意識啓発のための取組みが行き届いていないことが原因と考えられ、今後は民間施設の耐震化の推進が重要な課題となります。



診断義務付け対象建築物については、特に耐震化の重要性が高く、重点化して耐震化を促す必要があります。今後の耐震改修の計画を踏まえ、また、建築物の所有者等に耐震化の必要性や支援制度について普及啓発を図ることで、令和7年度までに耐震化率を80%にすることを目標とします。

(単位：棟数)

	令和元年度	令和7年度
耐震性が不十分な棟数	17	80%
全施設棟数	47	
耐震化率	約64%	

(3) 公的施設及び災害時に重要な役割を担う施設の耐震化の現状と目標

本計画では、地震災害時において災害対策拠点機能等の確保を図る上で、重要な施設については、耐震化を促すとともに、多数の者が利用する建築物に該当する施設については優先的に耐震化の促進を図っていくこととし、災害時の拠点施設（庁舎等）、病院施設、学校施設、公営住宅（※）の耐震化の目標を設定します。

なお、県有施設については、各建築物の所有者の手本となるよう努め、市町村有施設においても、県有施設同様に耐震化の促進を図る必要があるため、各市町村で策定する耐震改修促進計画に位置付け、耐震化の促進に努めるものとします。

（※） いずれも非木造で2階建て以上又は200㎡超の建築物

① 災害時の拠点施設等（庁舎、消防関係、警察関係施設）

	令和2年度	令和7年度
全施設棟数	254	254
耐震性が不十分な棟数	54(※1)	12
耐震化率	約79%	約95%

（※1）耐震性が不明である棟を含む

出典：公共施設等の耐震化推進状況調査

② 病院施設

	令和3年度	令和7年度
全施設数（※2）	106	106
耐震性が不十分な施設数	11(※3)	5
耐震化率	約90%	約95%

（※2）公立及び民間の全病院数 （※3）耐震性が不十分又は不明である建築物がある病院数

出典：病院の耐震改修状況調査

② 学校施設

	令和2・3年度	令和7年度
全施設棟数（※4）	1,885	1,885
耐震性が不十分な棟数	42(※1)	耐震性が不十分な建物を概ね解消
耐震化率	約98%	

（※1）耐震性が不明である棟を含む （※4）公立及び私立学校の合計

出典：公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査（R3）、私立学校施設の耐震改修状況調査（R2）

④ 公営住宅

	令和2年度	令和7年度
全施設棟数	1,037	950
耐震性が不十分な棟数	94(※5)	耐震性が不十分な住宅を概ね解消
耐震化率	約91%	

（※5）除却予定のものを含む

出典：公営住宅等の耐震化進捗状況調査

—第3章 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策—

1 耐震化の取組み基本方針

地震に対する安全性が確保されていない住宅・建築物全てについて、耐震診断及び必要に応じて耐震改修の努力義務が課せられています。

既存建築物の耐震化を促進していくには、まず住宅・建築物の所有者等が、自らの問題、地域の問題として考え、県民ひとりひとりが自発的かつ積極的に、防災の役割を果たしていくことが極めて重要になります。

県及び市町村においては、住宅・建築物の所有者等が耐震診断及び耐震改修を計画的に実施できるような環境の整備や必要な施策を検討し、本計画により県内全域において、一層の耐震化が促進されるよう努めるものとします。また、住宅の耐震化については、緊急的に促進するため、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき取り組みます。

(1) 所有者等の役割

住宅・建築物の所有者等は、自らの管理する住宅・建築物を適正に管理することが基本であり、耐震化による施設の安全性確保は、利用者の生命を守るだけでなく地域の防災上においても大変重要であることを認識し、耐震化に努めることが必要です。

特に、要緊急安全確認大規模建築物等の所有者は、義務付けされた耐震診断の結果に基づき、必要に応じて耐震化に努めることが求められています。

(2) 県及び市町村の役割

県は、所有者等が耐震化を実施しやすい環境の整備や必要な施策の展開に努め、市町村は、住民に最も近い基礎自治体として、地域防災に必要な住宅・建築物の耐震化状況の情報収集及び県と連携した施策の展開等に努めるものとします。

- ① 県計画、市町村計画の改定
- ② 耐震化支援策の実施
- ③ 相談窓口の設置、情報提供・普及啓発等の実施
- ④ 建築関係団体・自治会などの地域との連携・調整
- ⑤ 住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの作成

(3) 建築関係団体の役割

建築関係団体は、耐震化に必要な技術者の確保のための技術的な支援に努め、行政と連携し、情報提供、啓発等を実施し、耐震化の促進に努めるものとします。

特に、富山県住宅耐震化促進協議会（以下「協議会」という。）（※）の構成団体は、協議

会の活動を通じて、住宅の地震に対する安全性の向上に関する普及啓発や相談会、講習会の開催等により、より効果的な耐震化の促進に努めるものとします。

※構成団体（令和2年8月28日設立時点）

（一社）富山県建築士事務所協会、（公社）富山県建築士会、（一社）富山県建築組合連合会、
（一社）富山県優良住宅協会、（一社）富山県住宅地協、（公社）日本建築家協会北陸支部富
山地域会、（一社）富山県建設業協会、（一財）富山県建築住宅センター、（独行）住宅金融支援
機構北陸支店、県内全市町村、県

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援

県は、住宅・建築物の所有者等に、住宅・建築物の耐震化の必要性、重要性に関する普及・啓発に積極的に取り組むとともに、耐震化に対する補助や税の優遇措置の活用を勧めながら、住宅・建築物の耐震化の促進を図ります。

○耐震診断・耐震改修に対する支援制度

事業名	対象		内容		補助	
	住宅	非住宅	診断	改修	国庫	その他
木造住宅耐震診断支援事業	○		○		○	
木造住宅耐震改修支援事業	○			○	○	
住みよい家づくり資金融資制度	○					○
住宅・建築物安全ストック形成事業		○	○	○	○	

（1）住宅の耐震化支援

①木造住宅耐震診断支援事業

耐震診断を希望する木造住宅の所有者の求めに応じて、富山県から委託を受けた（一社）富山県建築士事務所協会が建築士を派遣して、調査・診断を行うとともに、その結果を住宅所有者に報告することにより、耐震化を支援します（平成15年度より実施）。

○木造住宅耐震診断支援事業の制度概要

対象建築物	申込者負担		補助率
・木造一戸建てで、階数が2以下 ・昭和56年5月31日以前に 着工して建てられたもの ・在来軸組み工法であるもの	延べ面積 280 m ² 以下	図面有 2,000 円	県 約 9 割
	〃	図面無 4,000 円	
	延べ面積 280 m ² 超	図面有 3,000 円	
	〃	図面無 6,000 円	

②木造住宅耐震改修支援事業

耐震改修を希望する木造住宅の所有者等に対し、県と市町村が連携して耐震改修工事に対して補助金を交付し、耐震化を支援します（平成17年度より実施）。なお、1住宅あたり

の延べ面積が全国1位（平成30年住宅・土地統計調査）である状況等をふまえ、建物の倒壊から人命を守る可能性を高めることを目的とし、部分的な改修への支援を平成26年度から、段階的に行う改修への支援を令和元年度から行っています。

○木造住宅耐震改修支援事業の制度概要（木造住宅耐震改修）

対象工事	補助金額	補助率
以下の4つのメニューのいずれかに該当する工事 Ⅰ 建物全体(1階+2階)をIw値1.0以上に改修 Ⅱ 1階の主要居室(寝室・居間等)だけをIw値1.5以上に改修 Ⅲ 1階(全体)だけをIw値1.0以上に改修 Ⅳ 建物全体をIw値0.7以上に簡易改修(段階的改修)	限度額100万円	【4/5】 県 2/5 市町村 2/5

また、避難路に面する危険なコンクリートブロック塀及び組積造の塀の撤去・建替えに対しても補助金を交付し、地震発生時に塀の倒壊から人命を守り、避難・復旧活動を可能にすることで街路の耐震安全性を向上させます（令和4年度～令和7年度実施予定）。

○木造住宅耐震改修支援事業の制度概要（危険コンクリートブロック塀等撤去・建替）

対象避難路	対象工事	補助金額	補助率
以下を除く、住宅から避難場所へ通じる道路 ・避難場所に向けて誰も通らない箇所 ・当該塀との間に幅90cm超の水路がある箇所	Ⅰ 塀撤去	限度額10万円	【2/3】 県 1/3 市町村 1/3
	Ⅱ 塀撤去・建替え	限度額15万円	

③住みよい家づくり資金融資制度（県融資制度）

子育て世帯及び転入世帯の個人住宅の建築や購入に対して融資及び利子補給を行います。また、耐震化リフォームやブロック塀の安全対策に対して融資を行います。

融 資 額 500万円以内 融資利率 1.6～1.9%（固定金利） 償還期間 15年以内

④木造住宅耐震化支援事業の推進

耐震診断実施後の耐震改修をより推進するため、市町村や建築関係団体と連携し、診断実施者への個別フォローアップの充実を図ります。また、耐震改修を実施するにあたり、阻害要因となっている項目やニーズに対するアンケート調査等を実施し、住宅の耐震化のために必要な施策について検討します。

（2）建築物の耐震化支援

①要緊急安全確認大規模建築物の耐震化支援

耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対し、県と市町村が連携して耐震診断・耐震改修工事費に対して補助金を交付し、耐震化を支援します。

○国の建築物耐震対策緊急促進事業(要緊急安全確認大規模建築物の耐震化支援)の概要(※1)

対象事業	対象建築物	補助率
補強設計	要緊急安全確認大規模建築物	【5/6】 国 1/2 地方公共団体 1/3
耐震改修	災害時の活用等の協定を市町村と締結する不特定多数が利用する要緊急安全確認大規模建築物	【44.8%】 国 1/3 地方公共団体 11.5%

②多数の者が利用する建築物の耐震化支援

国の住宅・建築物安全ストック形成事業を活用する市町村に対し助言・支援などを行い、多数の者が利用する建築物等の耐震化を支援します。

○国の建築物耐震対策緊急促進事業(避難場所等となる建築物の耐震化支援)の概要(※1)

対象事業	対象建築物	補助率
耐震診断 補強設計	避難場所等であり、災害時に重要な機能を果たす建築物等	【2/3】 国 1/3 地方公共団体 1/3
耐震改修	避難場所等であり、災害時に重要な機能を果たす建築物等	【23%(2/3)】 国 11.5%(1/3) 地方公共団体 11.5%(1/3) ()は対象が避難所の場合
	避難場所等の天井、エレベーター、エスカレーター	【23%】 国 11.5% 地方公共団体 11.5%

○国の住宅・建築物安全ストック形成事業(耐震改修事業)の概要

対象事業	対象	補助率
耐震改修	災害時に重要な機能を果たす建築物等、天井、エレベーター、エスカレーター	【23%】 国 11.5% 地方公共団体 11.5%
ブロック塀 の安全確保	避難路沿道等に存するブロック塀等	【2/3】 国 1/3 地方公共団体 1/3

※「(2) 建築物の耐震化支援」の記載は全て令和3年4月時点

※1 建築物耐震対策緊急促進事業は令和5年度までの事業の予定

(3) 国等による住宅・建築物に係る税制・融資制度の周知

①住宅ローン減税等

住宅の取得又は既存住宅の耐震改修をした場合、住宅借入金を有する場合に所得税額等から控除等を受けることができます。

※ 条件、対象限度額等は財務省、国税庁等のホームページ参照

②住宅金融支援機構による融資制度

対象	商品名	概要
個人向け	リフォーム融資 (耐震改修工事)	<ul style="list-style-type: none"> 耐震改修工事または耐震補強工事を行うために必要な資金に対する融資 満60歳以上の方は「高齢者向け返済特例(※)」の利用が可能 ※毎月の支払を利息のみとし、元金は申込者が全員亡くなられた際に、相続人の方からの一括返済か、担保物件(住宅および土地)の売却等により返済
個人向け	リ・バース60	<ul style="list-style-type: none"> 住宅金融支援機構と提携している民間金融機関が提供する満60歳以上の方向けの住宅ローン 毎月の支払は利息のみで、元金は申込者が全員亡くなられた際に、相続人の方からの一括返済か、担保物件(住宅および土地)の売却により返済 「住宅の建設・購入」、「住宅のリフォーム」等の資金使途で利用可能
マンション管理組合・区分所有者向け	マンション共用部分リフォーム融資	<ul style="list-style-type: none"> 共用部分のリフォーム工事や耐震改修工事などの工事費用が対象となる融資

※ 令和3年12月時点

※ 制度の詳細、金利等は住宅金融支援機構のホームページ参照

3 大地震に備えた事前対策の推進

(1) 地震時の総合的な安全対策

住宅・建築物の耐震化に加え、地震時の総合的な安全性を確保するため、以下の取組みを推進します。

①屋根ふき材、外装材、外壁、窓ガラス、屋外看板等の落下防止対策

大規模な地震が発生した際には、建築物の倒壊だけでなく、屋根ふき材や外装材、外壁、窓ガラス、屋外看板などの損壊・落下による被害も懸念されます。

このため、地震発生時に建築物からの落下物による建築物の利用者や通行人への危害を防ぎ、安全性を確保するために、建築物の所有者等に対して適正な維持管理や必要に応じて改修を行うよう啓発及び指導を図ります。特に、建築物の敷地に余裕がない繁華街や通学路などの建築物について落下防止対策の実施状況を把握するとともに、未対策建築物について、その所有者等に安全性を確保するよう改善指導を行います。

②エレベーター・エスカレーターの防災安全対策

エレベーター・エスカレーターの定期報告等の機会を活用し、地震時のリスク等を建築物所有者等に周知することで、耐震安全性の確保を促進します。また、エスカレーターの脱落による死傷や、避難の妨げとなることを防止するため、かかり代を十分に設ける等の落下防止対策の必要性を周知し、改善の指導を行います。

③天井等の落下防止対策

平成 23 年の東日本大震災では、比較的新しい建築物も含め、体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が多数発生したことをふまえ、天井の脱落対策に係る新たな基準が定められました。

そこで、既存建築物について定期報告制度等を活用した情報把握を行い、建築物の所有者等に基準を周知し、脱落防止措置を講じて安全性の確保を促進します。

④家具の転倒防止対策等

家具の転倒等により地震時の死傷の原因及び避難通路の妨げとなるおそれがあるため、家具の転倒防止対策の重要性や、その対策ともなる耐震シェルターや耐震ベッドの設置、居間・寝室などの部分的な改修について周知し、対策を促進します。

⑤感震ブレーカー等の設置による震災時の火災対策

過去の大震災における火災の原因の多くが電気に関するものとされており、設定値以上の震度の地震発生時に自動的に電気の供給を遮断する感震ブレーカーはその有効な対策とされているため、設置の重要性を周知し対策を促進します。

(2) 被災建築物応急危険度判定等の体制の整備

大規模な地震が発生した際に、被災した建築物を調査し、その後に発生する余震等による倒壊の危険性や外壁・窓ガラス・屋根瓦の落下、附属設備等の危険性を判定する『応急危険度判定士』や『被災宅地危険度判定士』の確保と人材育成のため、建築関係団体と連携して登録講習会や現場研修会を実施します。また判定時に連絡調整の役割を果たす、判定コーディネーターの養成や避難施設の優先的な判定体制の整備など、被災建築物応急危険度判定体制の整備を進めます。

地震災害時には、協定に基づき、(一社)富山県建築士事務所協会、(公社)富山県建築士会及び(公社)日本建築家協会北陸支部富山地域会に対し、各団体に所属する判定士への参加要請や参加者のとりまとめについて協力を要請します。

(3) 応急仮設住宅の供給体制整備

大規模な地震が発生した際に、家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅を供給する体制を整備します。応急仮設住宅の建設にあたっては、協定に基づき、(一社)プレハブ建築協会及び(一社)全国木造建設事業協会に協力を要請します。また、敷地整備に関して(一社)富山県建設業協会との連携体制を整備します。



応急仮設木造住宅建設に係る施工技術講習会

(4) 倒壊等により周囲に危害を及ぼすおそれのある空き家への対策

少子高齢化の進行に伴い、今後、大規模な地震が発生した際に、倒壊等により、周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがある空き家の増加が懸念されます。

その除却等を適切に進めるため、市町村が「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき空家対策計画の策定、特定空家等(※)への措置等の取組みができるように、必要な助言・支援などを行います。

また、空き家を放置されないよう、市町村や不動産等の関係団体と定期的な情報交換や、関係団体が実施する県民向けセミナー等の普及啓発への支援を行うなど、より一層の連携・協力を図り、官民が一体となった総合的な空き家対策に取り組みます。

(※) 特定空家等：「空家等対策の推進に関する特別措置法」による、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態等にあると認められる空家等

(5) がけ地近接等危険住宅移転事業の実施

地震時におけるがけ地付近に位置する住宅は、住宅そのものの倒壊等だけではなく、がけ地の崩壊などによる被害が想定されるため、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に所在する住宅の移転を推進することにより、地震に伴う崖崩れ等による住宅の災害防止に努めます。

(6) 土砂災害対策改修に関する事業

地震等の災害時にがけ崩れ等の被害が発生するおそれのある土砂災害特別警戒区域内の住宅について、土砂災害に対して安全な構造とする改修工事や防護壁を設置する所有者等に対し、市町村が国の支援制度を活用し、補助・助成する事業に対して助言・支援などを行います。

4 耐震改修促進法に基づく耐震化促進策の周知等

(1) 要緊急安全確認大規模建築物(※1)について

義務付けされた耐震診断の結果、耐震改修が必要とされた場合は、早急に耐震改修や建替えができるよう、県は国や市町村と連携して必要な環境整備を進めます。県では建築物の所有者の費用負担を軽減させるため、市町村と震災時の活用等に関する協定等を締結した施設に対し、国や市町村と連携して耐震改修に対して支援を行うこととし、支援制度を周知し、耐震化を促進します。

(2) 防災拠点施設(※2)について

防災拠点施設（大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物）として指定された場合、耐震診断が義務付けられる一方、耐震改修工事を実施する際の国からの補助率が上がる（1/3 から 2/5 へ）メリットがあります。

このため、市町村の地域防災計画に記載の官公署、病院、避難所等の防災拠点施設のうち、市町村が特にその耐震化を進める必要があるものとして県計画への位置付けを希望するものを指定することとしますが、現時点で、市町村が指定を希望する施設はないため、今後の国の補助制度の活用予定などをふまえ、定期的に市町村の意向調査を実施し、必要に応じて指定を検討します。

(3) 避難路沿道建築物(※2)について

富山県地域防災計画に定める緊急輸送道路について、①相当数の建築物が集合する地域を通過すること、②市町村の区域を越える相当数の者の円滑な避難を困難とすること、③迂回路の有無、などの観点から検証し、道路整備率が日本一である状況などをふまえた結果、その沿道建築物（組積造の塀を含む）について耐震診断を義務化等する避難路として指定する必要がある路線はありませんでした。

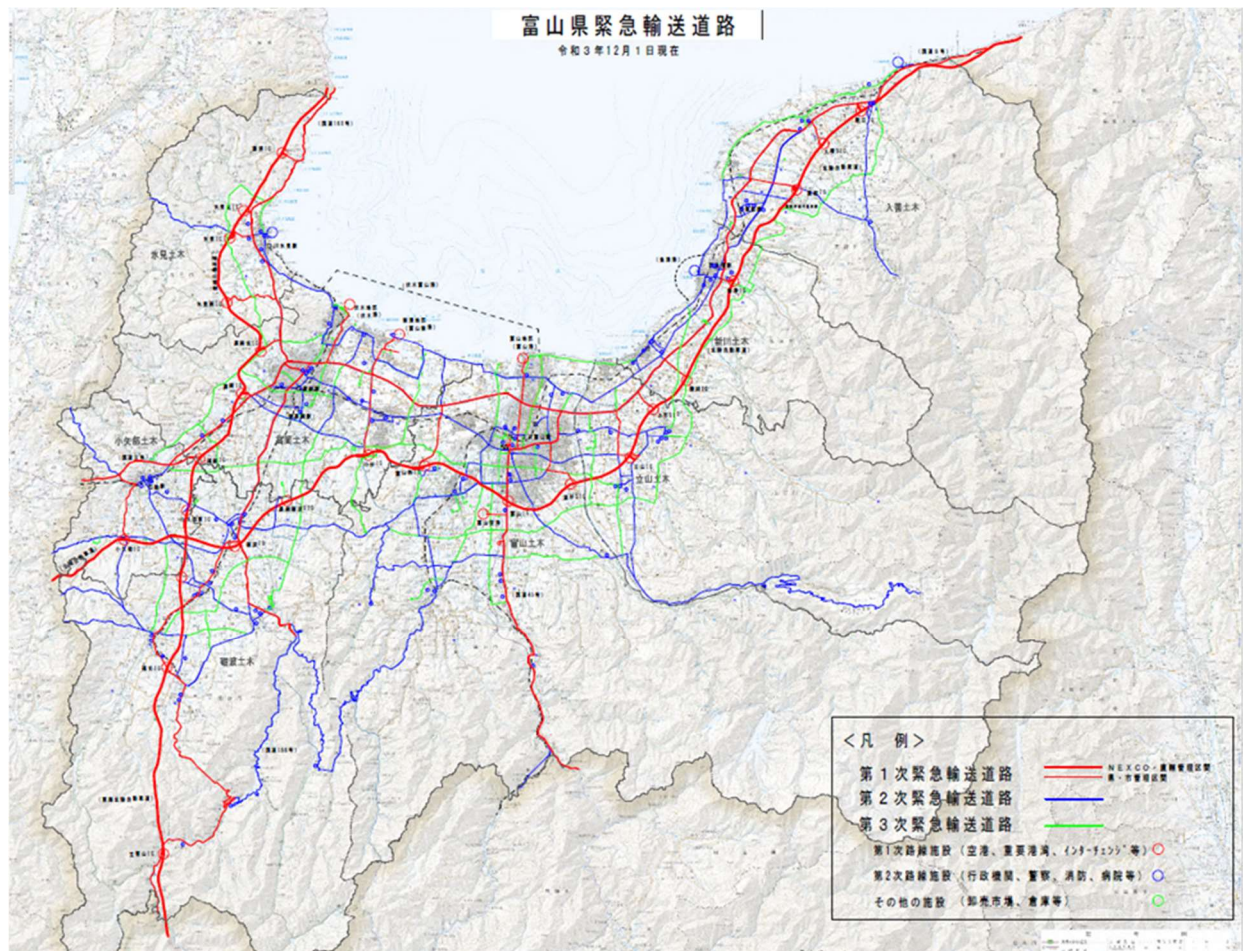
ただし、地震発生時における交通の確保は救出・救助活動、消火活動、救援物資・要員輸送等の各種応急対策活動の基盤としてきわめて重要な課題であるため、地震が発生した場合の、緊急輸送道路の通行の確保について、その重要性を周知します。

また、緊急輸送道路については、広域的な避難・物資搬送等の観点から、橋梁の耐震化や長寿命化が進められているところであり、道路の整備・維持管理を担う道路部局を始めとして、災害時に実際に使用する立場である警察・消防などの関係部局との連携体制を整備します。

(※1) 耐震改修促進法附則第3条により耐震診断の実施と、結果の報告が義務付けられた不特定多数が利用する大規模な建築物

(※2) 県又は市町村が耐震改修促進計画で指定した場合、耐震診断の実施と、結果の報告が義務付けられる建築物（要安全確認計画記載建築物）

○緊急輸送道路（概略図）



緊急輸送道路	路線数	道路延長 (km)
第1次緊急輸送道路 (Ⅰ)	59	486.3
第2次緊急輸送道路 (Ⅱ)	109	557.3
第3次緊急輸送道路 (Ⅲ)	82	366.0
合計	250	1,409.6

※路線名、起点及び終点等については、別添資料を参照

(令和3年12月1日現在)

- (Ⅰ) 県内外の広域的な輸送に不可欠な、北陸自動車道等の高速道路、一般国道（指定区間）とインターチェンジ及び輸送拠点（空港、重要港湾）を結ぶ幹線道路。
- (Ⅱ) 第1次緊急輸送道路とネットワークを構築し、市町村対策本部や主要な防災拠点（行政機関、主要駅、警察署、消防署、災害医療センター、自衛隊等）を連絡する幹線道路。
- (Ⅲ) 上位路線を相互に補完する幹線道路

(4) 各種認定制度等による耐震化の促進

耐震改修計画の認定、建築物の地震に対する安全性の認定、区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定については、以下のとおりの特例措置やメリットがあることから、建築物の所有者や利用者等へ周知し制度活用の普及促進を図ります。



国指定認定マーク

○認定制度の特例措置等の概要

認定	特例措置メリット等
耐震改修計画の認定 (法第 17 条)	耐震性を向上させるために増築を行うことで、容積率・建ぺい率制限に適合しないこととなる場合に、所管行政庁(※)がやむを得ないと認め、耐震改修計画を認定したときは、当該制限は適用されません。
建築物の地震に対する安全性の認定 (法第 22 条)	建築物の所有者が所管行政庁(※)に申請し、耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物は、上記のようなマークを建築物等に表示することが出来ます。
区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定 (法第 25 条)	「耐震改修の必要性に係る認定」を受けた区分所有建築物(マンション等)は、大規模な耐震改修工事により共用部分を変更する場合の決議要件が緩和できます(区分所有法の特例で、特例がない場合は 3/4 以上の議決が必要)

(※) 所管行政庁とは、耐震改修促進法第 2 条第 3 項の「所管行政庁」をいう。(県、富山市、高岡市)

第4章 住宅・建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等

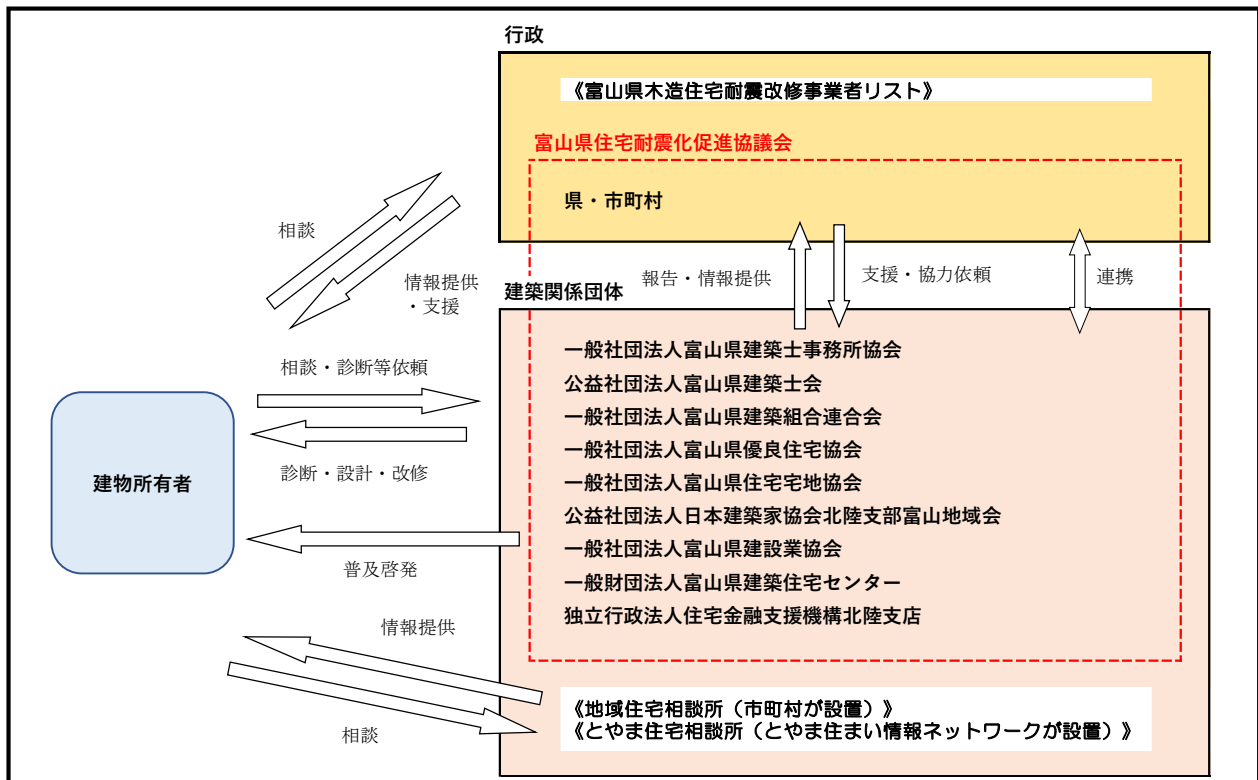
1 相談体制の充実

県庁及び出先機関並びに各市町村の建築担当窓口において、建築物の耐震化についての窓口を設置するとともに、木造住宅の耐震に関する点検方法や補強方法の概要などの耐震化促進へ向けての普及啓発に努めます。また、建築関係団体で構成しているとやま住まい情報ネットワーク(※)が設置している「とやま住宅相談所」や各市町村が設置している地域住宅相談所等を情報提供の場として活用していきます。

さらに、建築防災週間等の各種行事や防災訓練等のイベントの際には、協議会の各構成団体が連携して相談会を開催するなど、県民へ建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について普及啓発を図ります。

また、住宅所有者から事業者等への接触が容易となるように、耐震改修工事を実施できる事業者リストを作成し公表することで、相談体制の充実を図ります。

◆関係機関と連携した相談体制イメージ



※とやま住まい情報ネットワークとは、(一社)富山県建設業協会、(公社)富山県建築士会、(一社)富山県建築士事務所協会、(一社)富山県優良住宅協会及び(一財)富山県建築住宅センターを正会員とし、富山県土木部建築住宅課及び富山県消費生活センターを協力会員とした住まいづくりに対する意識の向上や支援を行うとともに、住宅相談や住情報の提供を行うことにより、豊かな住生活の実現に貢献することを目的としている団体。

2 リーフレット等の作成・配布及び講習会等の開催

(1) リーフレット等の作成配布

本県では、木造住宅の耐震診断・改修支援事業を紹介するリーフレット『耐震診断・改修で自分の命は自分で守る』を作成し、市町村広報誌・新聞への折り込みや駅前での街頭普及啓発、各種イベントにおける相談窓口や講習会での配布などに活用しているところです。

また、耐震診断を実施した者へのフォローアップのため、耐震改修工事事例集を作成し、診断実施者全員に配布し、耐震化を推進しています。これらのリーフレット等は随時改訂を行いながら活用していくことで、今後も引き続き、耐震化についてのコスト、工法、支援制度について、情報提供を行います。

◆県で作成したリーフレット等



(2) ホームページの充実と広報誌等の活用

県は、市町村及び建築関係団体と協力し、ホームページ、行政広報誌、パンフレット、新聞やテレビなどの様々な手段を通じて、木造住宅耐震診断・改修支援事業の活用を県民に広く働きかけ、その活用の促進を図ります。

(3) 講習会等の開催

自治会等の求めに応じて現地へ出向き、耐震化の必要性や支援制度などを直接住民に説明するなどの出前講座等を実施し、普及啓発を図ります。

また、低コスト工法(※)等についての講習会を実施し、耐震診断や耐震改修を行う事業者等の技術力向上を図ります。

※2016（平成 28）年に愛知建築地震災害軽減システム研究協議会により評価された工法。

3 地震防災マップを活用した啓発活動

住宅・建築物の所有者が耐震化を自らの問題又は地域の問題として捉え、所有者又は地域の耐震化に関する取り組みに活用することができるよう、全市町村で作成済みである地震防災マップ等を活用した普及啓発活動に市町村と連携して取り組みます。

4 リフォームにあわせた耐震改修の推進

県及び各市町村の住宅相談窓口、建築関係団体におけるリフォームに関する相談等を活用し、より効率よく実施することが可能な、リフォームにあわせた耐震改修の推進を図ります。また、各種行事やイベント等の際には、快適な住環境は、居住性とともにも安全性の確保（耐震化）が重要であることを普及啓発し、リフォームにあわせた耐震改修の誘導を図ります。

リフォームにあわせた耐震改修として、大規模な住宅において使用していない部分の減築や重い屋根材を軽くするなど、様々な手法もあわせて周知するとともに、湿度の高い富山県においては、構造部材の老朽・腐朽化により建物本来の耐震性能が発揮できないケースもあることなど、その維持管理の大切さについても周知を図ります。

また、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物の省エネ化の推進や長期優良住宅化リフォームの推進、県産材の利用促進など、耐震化以外のリフォーム等推進施策と連携した啓発活動を行います。

5 防災査察・定期報告を活用した啓発活動

建築防災週間に実施している防災査察や、建築基準法第12条第1項による定期報告の機会を活用し、多数の者が利用する建築物等の所有者へ耐震診断及び耐震改修の必要性・重要性について普及啓発を図ります。

6 町内会等との連携

住宅の耐震化は地域の防災活動の一環であることから、町内会等の自主防災組織や（特非）富山県防災士会等と連携し、住宅・建築物の耐震化について啓発活動を行います。

7 住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組み

旧の耐震基準（昭和56年5月以前に着工）に基づいた住宅の所有者に対し、市町村が主体となり、戸別訪問やダイレクトメールの送付等により直接的に住宅所有者へ住宅耐震化を促します。また、県の木造住宅耐震診断支援事業を利用した住宅所有者に対し、県と市町村が連携し、耐震診断結果報告時に、チラシ等の配布・説明、費用目安の提示、改修事業者リストの提供等により耐震改修を促すとともに、耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、ダイレクトメール・電話連絡等の方法により耐震改修を促します。

また、高齢者が住む住宅は旧の耐震基準に基づいた住宅であることが多いことから、ホームページやパンフレットなどの広報だけではなく、よりきめ細やかで充実した啓発活動が必要となります。高齢者の自主組織である老人クラブなどと連携した周知活動を行うなど、きめ細やかな啓発活動を行います。

引き続き、ホームページ等による全ての人に対する啓発に加え、耐震化が必要な住宅の所有者を対象としたピンポイントの啓発活動のあり方など、より効果的な啓発手法を検討し、実施していきます。

第5章 建築基準法による勧告等についての所管行政庁との連携

1 耐震改修促進法による指導等の実施

(1) 全ての住宅・建築物への対応

耐震改修促進法では、耐震関係の基準に適合していない全ての住宅・建築物について、耐震化の努力義務を課しています。

このため、県と所管行政庁では、建築確認申請の窓口等で行う個別相談などの機会を捉えて、耐震診断及び耐震改修の必要性について助言等を行います。また、特に多数の者が利用する建築物については、建築基準法第12条第1項による定期報告の機会などを活用し、耐震診断及び耐震改修の適切な実施を確保するために必要があると認めるときは、当該建築物の所有者に必要な指導及び助言を行います。

(2) 耐震診断の実施を義務付けられた建築物への対応

所管行政庁は、法律で耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、所有者に対し、耐震改修について必要な指導及び助言を行います。

また、建築物の所有者から報告を受けたときは、耐震診断の結果、耐震改修等の予定等について、国土交通省令に基づき、ホームページ等で公表します。

(3) 公表などの対応

耐震改修促進法に基づく指導に従わない場合で、特に必要と認められる場合は指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表します。なお、公表に当たっては、当該建築物の利用者や周辺への危険性を勘案して実施します。

2 建築基準法による勧告又は命令等の実施

建築基準法第9条の4では、特定行政庁(※)は、建築物について、損傷、腐食その他の劣化が生じ、そのまま放置すれば保安上危険となるおそれがあると認める場合においては、維持保全に関し必要な指導及び助言をすることができることとなっています。

また、建築基準法第10条では、特定行政庁は、同法第6条第1項1号に掲げる建築物その他政令で定める建築物について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認める場合においては、保安上必要な措置をとる

ことを勧告することができる」とされており、特に必要があると認めるときは、その勧告に係る措置をとることを命ずることができることとなっています。

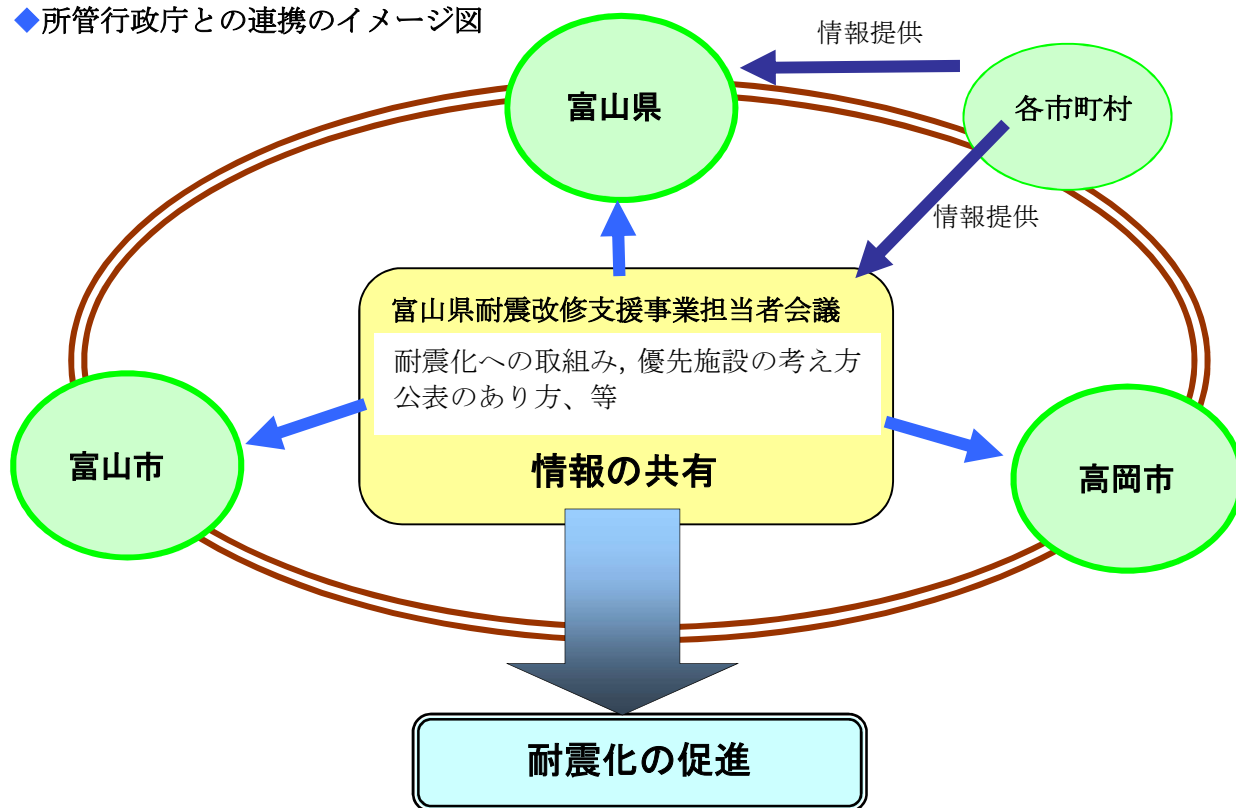
本県（特定行政庁）では、耐震改修促進法に基づく指示に従わなかった旨の公表を行った建築物について、著しく保安上危険であると認める場合において、除却・移転・改築・増築、修繕、模様替、使用停止などの措置が必要と認められる場合は、勧告を行います。

勧告を受けたものが正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限をつけて、その勧告に係る措置をとることを命じます。

3 所管行政庁との連携

所管行政庁である県、富山市及び高岡市は互いに連携し、指導・助言等のあり方について情報の共有を図り、耐震改修促進法に規定する特定建築物の耐震化の促進に努めます。なお、情報の共有にあたっては、県及び市町村の建築行政担当者（耐震担当者）で構成する「富山県耐震改修支援事業担当者連絡会議」や特定行政庁等で構成する「富山県建築行政会議」を活用します。

◆所管行政庁との連携のイメージ図



(※) 建築基準法第3条第1項35号の「特定行政庁」をいう。(県、富山市、高岡市)

第6章 その他耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項

1 市町村が定める耐震改修促進計画

耐震改修促進法第6条では、「各市町村が当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努める」とされています。県内の全市町村において、すでに耐震改修促進計画及び地震防災マップは策定済みですが、今後本計画を踏まえて、市町村が市町村耐震改修促進計画の見直しを行うように働きかけるとともに、必要な助言や支援を行います。

2 建築関係団体、各市町村等との連携

県及び各市町村と建築関係団体は、協議会を通じて連携して県民が適切に耐震化に取り組めるよう努めます。

設計事務所、施工業者等が耐震診断や耐震改修等の知識を身に付け、耐震化の重要性を認識し建物所有者に対して適切に相談に応じられるよう講習会等を開催するとともに、関係団体においては会員が技術習得に向けて取り組むよう意識啓発を行うよう努めます。また、耐震化へ向けた相談窓口を設置し、耐震診断・耐震改修の技術的相談だけでなく、支援制度等の情報提供を行います。

各市町村の関係課は、県の関係課と連絡を密にし所管建築物の耐震化の目標に向けて取り組むものとします。県の関係課においては、耐震化へ向けた国の施策等を十分に市町村の関係課へ周知するとともに適切な助言を行います。

また、地域防災体制の整備の観点から災害に強いまちづくりが重要であり、自主防災組織として位置付けられる町内会・自治会等の防災活動の一環として、地震災害時において倒壊等のおそれがある危険な建築物の把握や災害時の避難場所までの避難路沿いの危険箇所の点検など、協力をお願いするとともに地震災害を未然に防止する活動を連携して行います。